



山形県公報

令和8年5月19日(火)
第704号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規則

○山形県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………(食品安全衛生課) ……519

### 告示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米戦略推進課) ……520
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……522
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の位置の指定の廃止……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(会計局) ……523

### 教育委員会関係

#### 告示

○山形県教育委員会5月定例会の招集……………同

### 選挙管理委員会関係

#### 告示

- 政治活動のために寄附を受け又は支出することができないこととなった政治団体……………同
- 山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程……………524

### 公告

○特定調達契約に係る落札者の公告……………(中央病院) ……同

## 規則

山形県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

山形県知事 吉村美栄子

### 山形県規則第38号

#### 山形県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山形県獣医師修学資金貸与条例施行規則(平成5年4月県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「修学資金の貸与を受けようとする年の4月15日」を「知事が定める日」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

修学資金は、4月、5月及び6月分の修学資金については5月に、7月分以降は3箇月分をあわせて7月、10月及び1月にそれぞれ貸与するものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合には、これによらないことができる。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第425号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年5月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 もがみ中央農業協同組合  
 代表理事組合長 押切 安雄  
 新庄市大字福田字福田山711番地73
- 2 届出の内容

| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類 |       |            | 変更年月日     |
|------------------------------|-------|------------|-----------|
| 変 更 前                        | 変 更 後 | 備 考        |           |
| 菅 徹<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば        | 同 左   | 国内産農産物に限る。 | 令和8年4月16日 |
| 二ノ宮 渉<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |           |
| 早坂 貴<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば       | 同 左   |            |           |
| 沼澤 圭治<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |           |
| 二戸 広平<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |           |
| 井上 政良<br>玄米、大豆、そば            | 同 左   |            |           |
| 小嶋 広弥<br>もみ、玄米、大豆、そば         | 同 左   |            |           |
| 山本 周平<br>もみ、玄米、大豆、そば         | 同 左   |            |           |
| 柿崎 拓<br>もみ、玄米、大豆、そば          | 同 左   |            |           |
| 高橋 徳彦<br>もみ、玄米、大豆、そば         | 同 左   |            |           |
| 門脇 透<br>もみ、玄米、大豆、そば          | 同 左   |            |           |
| 片桐 達也<br>もみ、玄米、大豆、そば         | 同 左   |            |           |
| 笠原 孝志<br>もみ、玄米、大豆、そば         | 同 左   |            |           |
| 高橋 浩太<br>もみ、玄米、大豆、そば         | 同 左   |            |           |
| 沼澤 大典<br>もみ、玄米、大豆、そば         | 同 左   |            |           |
| 坂井 義宏<br>もみ、玄米、大豆、そば         | 同 左   |            |           |
| 大場 駿平<br>玄米、大豆、そば            | 同 左   |            |           |

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 西嶋 信一<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 石山 賢一<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 五十嵐 孝<br>玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |
| 八鍬 広美<br>玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |
| 後藤 陽一<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 八鍬 重孝<br>玄米、そば          | 同 左 |
| 矢口 圭介<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 柿崎 義隆<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 黒木 敬<br>玄米、大豆、そば        | 同 左 |
| 早坂 一紀<br>玄米、そば          | 同 左 |
| 大友 賢吾<br>もみ、玄米、そば       | 同 左 |
| 渡部 大祐<br>もみ、玄米、そば       | 同 左 |
| 矢口 誠<br>もみ、玄米、そば        | 同 左 |
| 庄司 健二<br>玄米、大豆、そば       | 同 左 |
| 堀米 亮<br>もみ、玄米、大豆、そば     | 同 左 |
| 坂井 鉄平<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 杉原 貴文<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 矢口 渡<br>もみ、玄米、大豆、そば     | 同 左 |
| 奥山 圭<br>もみ、玄米、大豆、そば     |     |
| 後藤 貴康<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 佐藤 洸史<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 土田 慎平<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 小野 和哉<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |
| 野口 大輔<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 高橋 永遠<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 長南 尋斗<br>もみ、玄米          | 同 左 |
| 佐藤 唯恩<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 海藤 新吾<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 佐藤 暢祥<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 今野 信吾<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |
| 佐藤 匡恭<br>もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |

**山形県告示第426号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和8年5月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
寒河江川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
寒河江市字中河原222番地の2
- 3 認可年月日  
令和8年5月11日

**山形県告示第427号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和8年5月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事 業 名               | 地 区 名 | 工 事 完 了 年 月 日     |
|---------------------|-------|-------------------|
| 農 村 地 域 防 災 減 災 事 業 | 五 斗 畑 | 令 和 7 年 12 月 19 日 |

**山形県告示第428号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

令和8年5月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 廃止に係る指定の番号 私有第1494号
- 2 廃止に係る指定の場所 寒河江市大字高屋字北江58番5、58番7、58番8
- 3 廃止年月日 令和8年5月7日

## 山形県告示第429号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和8年5月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人 |           | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日      |
|--------|-----------|------------|------------|
| 氏 名    | 住 所       |            |            |
| 小林 照子  | 南陽市俎柳1596 | 同 左        | 令和 8. 2.28 |

## 教育委員会関係

### 告 示

## 山形県教育委員会告示第7号

山形県教育委員会5月定例会を次のとおり招集した。

令和8年5月19日

山形県教育委員会  
教育長 須 貝 英 彦

- 1 招集の日時 令和8年5月21日（木） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 博物館法に基づく博物館の登録について
  - (2) 山形県朝日少年自然の家に係る指定管理者の募集について

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和8年5月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出することができない団体となった。

令和8年5月19日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕 谷 真 生

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|-----------|---------|----------|------------|
| 政治行政経済研究所 | 小 野 喜 公 | 小 野 喜 勝  | 東根市中央西3番3号 |

## 山形県選挙管理委員会告示第37号

山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年5月19日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

## 山形県公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

山形県公職選挙事務取扱規程（昭和35年7月県選挙管理委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

第11章の次に次の1章を加える。

## 第12章 争訟

（尋問に代わる書面の提出）

第67条 法第212条第2項の規定により読み替えて準用する民事訴訟法（平成8年法律第109号）第205条第2項の規定による電磁的方法による記載すべき事項の提供は、山形県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成19年2月県選挙管理委員会告示第12号）第3条第1項に規定する方法その他県の委員会の委員長が適当と認める方法により行わせるものとする。

## 附 則

この規程は、令和8年5月21日から施行する。

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年5月19日

山形県立中央病院長 鈴木克典

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
A重油 3,710キロリットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院事務部経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 3 落札者を決定した日 令和8年3月30日
- 4 落札者の名称及び所在地  
野口鉱油株式会社 天童市鎌田一丁目13番1号
- 5 落札金額 1リットル当たり139.70円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和8年2月17日